

愛知デジタルコンテンツコンテスト入選作品の二次的活用に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、愛知デジタルコンテンツコンテスト入選作品（以下「コンテスト作品」という。）に係る愛知県及び作品制作者以外の第三者による二次的活用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要項における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 二次的活用 コンテスト作品のデザイン、アニメーション等をそのままの形、もしくは一部改編して活用することをいう。
- (2) 作品制作者側 コンテスト作品の制作者、又は当該制作者が学生・生徒の場合には、当該制作者の在籍校の指導教員等をいう。

(作品に関する権利)

第3条 コンテスト作品に関する一切の権利は、作品制作者に属する。

(二次的活用の対象作品)

第4条 二次的活用の対象作品は、受賞作品を含むコンテスト作品（以下「対象作品」という。）とする。

(二次的活用の申込み)

第5条 対象作品を二次的活用しようとする者（以下「申込者」という。）は、愛知県に二次的活用に係る申込みを行うものとする。

2 前項の申込みに当たっては、「愛知デジタルコンテンツコンテスト対象作品の二次的活用申込書（様式第1号）」に次の書類を添えて愛知県産業労働部産業振興課長（以下「課長」という。）に提出するものとする。

- (1) 二次的活用申込者の概要。
- (2) 対象作品の二次的活用の内容が分かる企画、行事の概要書。
- (3) その他、課長が必要と認める書類。

(二次的活用の申込みができる者)

第6条 対象作品の二次的活用は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も申込みができるものとする。

- (1) 対象作品の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 暴力団が関与し、もしくは関与するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、もしくは反するおそれのあるとき。

(4) 特定の政党又は宗教団体の政治活動や布教活動等に使用されるおそれのあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その二次的活用が著しく不相当であると認められるとき。

(二次的活用申込みに対する作品制作者側の諾否の照会)

第7条 第5条により二次的活用にかかる申込みを受けた場合、申込書の内容について、課長は、すみやかに作品制作者側に諾否の照会を行うものとする。

(二次的活用申込みにかかる作品制作者側への連絡結果の伝達)

第8条 二次的活用に関する作品制作者側からの諾否の意向が示された場合、課長は、すみやかに申込者にその内容を伝達することとする。

(二次的活用にかかる当事者間の調整)

第9条 作品制作者が二次的活用承諾する場合は、二次的活用に係るその後の調整について、県を介さず、作品制作者と申込者との間（以下「当事者間」という。）で直接、行うものとする。

2 当事者間の調整のため、室長は、作品制作者側の承諾を得て、作品制作者側の連絡先を申込者に連絡するものとする。

(二次的活用にかかる結果報告)

第10条 申込者は、前条の調整結果について課長に報告（様式第2号）するものとする。

2 申込者は、対象作品を二次的活用した場合には、活用内容をすみやかに課長に報告（様式第3号）するものとする。

(責任の制限)

第11条 対象作品の二次的活用により、作品制作者、申込者及び第三者が損害又は損失を受けた場合でも、愛知県は、損害賠償、損失補填その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月26日から施行する。